

共済わかやま

KYOSAI WAKAYAMA

2026
4月

vol.70



表紙写真：和歌山県立自然博物館

Contents

- P 2 ● 新しく組合員になられた方へ
- P 3 ● 短期給付事業
- P 5 ● 長期給付事業
- P 6 ● 貸付事業
- P 7 ● 令和8年度 保健事業

- P 12 ● 「令和7年度末に扶養手当の受給を終了した者」を扶養している皆様へ／Smart相談室って？／ぜひ、一度使ってみませんか？マイナンバーカードの保険証利用
- P 13 ● 被扶養者の状況に変更はないですか？
- P 14 ● 共済組合の掛金・保険料について
- P 15 ● ホテルアパローム紀の国 令和8年度利用補助事業のご案内
- P 16 ● 和歌山支部ホームページ／共済組合の主な年間スケジュール

公立学校共済組合とは

地方公務員法第43条で、「職員の病気、負傷、出産、休業、災害、退職、障害若しくは死亡又はその被扶養者の病気、負傷、出産、死亡若しくは災害に関して適切な給付を行なうための相互救済を目的とする共済制度が、実施されなければならない。」と規定され、これに基づいて地方公務員等共済組合法が制定されています。

共済組合制度は、公務員の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とした事業を行っています。社会保障制度、社会保険制度の一環であるといえます。

共済組合の財源

組合員の皆さまの給料や期末手当等から控除される掛金（短期・厚生年金・介護）と事業主（地方公共団体等）からの負担金です。

掛金とは…

報酬標準月額に基づいて算定し、毎月の給与から控除されます。

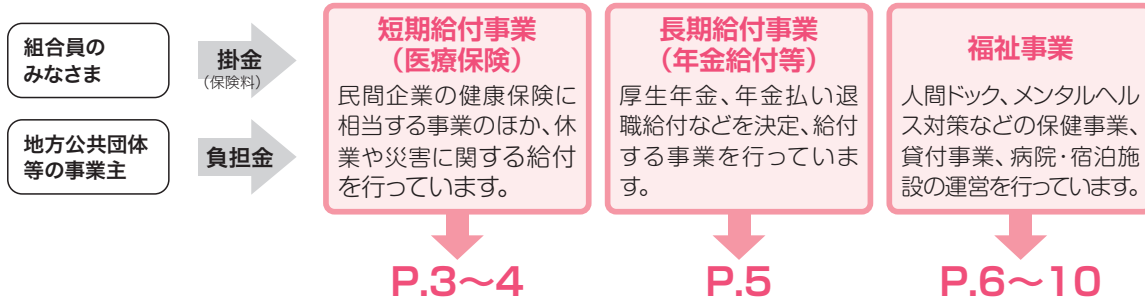
掛金の額は、給与支給明細書で確認できます。

新しく組合員になられた方へ

資格情報のお知らせ等が交付されます

公立学校共済組合に加入し、和歌山支部に「組合員資格取得届書」を提出すると「資格情報のお知らせ」が交付されます。また、マイナンバーカードを健康保険証として利用登録されていない方については、本人からの申請に基づき「資格確認書」を交付します。医療機関等で診療を受けるときに必要なものですので、大切に保管してください。また、被扶養者に認定されたご家族がいる組合員には、組合員と同様に「資格情報のお知らせ」等が交付されます。

公立学校共済組合の3つの事業



和歌山支部の業務内容

- | | | |
|----------------------------|-----|--------------------------------|
| ① 組合員の資格の得喪その他組合員に関する事項 | 給付班 | ☎073-499-7146
☎073-499-7147 |
| ② 被扶養者の認定に関する事項 | | |
| ③ 短期給付(医療)の決定及び給付に関する事項 | | |
| ④ 第三者加害行為に基づく損害賠償の請求に関する事項 | | |
| ⑤ 国民年金第3号被保険者の届出代行に関する事項 | | |
| ⑥ 長期給付(年金)に関する事項 | | |
| ⑦ 掛金及び負担金の収納に関する事項 | 経理班 | ☎073-499-7140 |
| ⑧ 標準報酬の月額及び期末手当等の額に関する事項 | | |
| ⑨ 福祉事業(保健・貸付)の運営に関する事項 | | |
| ⑩ 和歌山宿泊所の経営に関する事項 | | |

短期給付事業

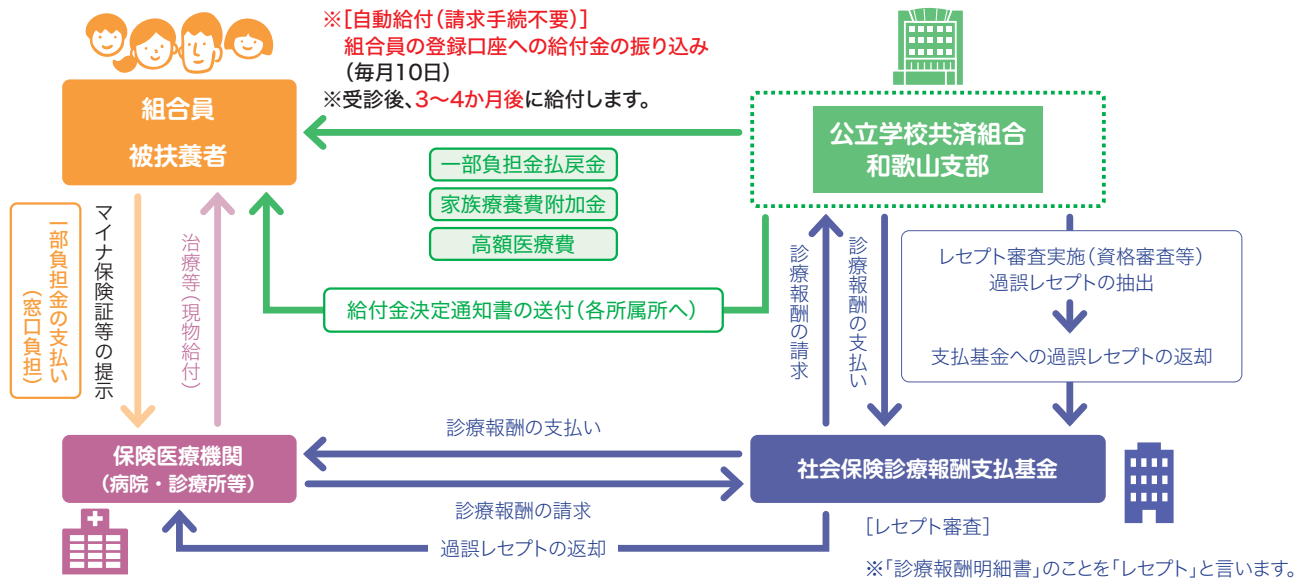
組合員や被扶養者のみなさまが公務によらない病気やけがのため病院で診療を受けたときや、出産、死亡、休業や災害にあったときの給付を行なっています。

請求手続きをしなくても受けられる給付と、請求手続きが必要な給付があります。

短期給付には、地方公務員等共済組合法で定められている「法定給付」=㊦と公立学校共済組合独自の「附加給付等」=㊧が、あります。

健康保険証として利用登録したマイナンバーカード(以下、「マイナ保険証」という。)を医療機関の窓口で提示すると、「限度額適用認定証」がなくても、限度額を超える支払いが免除されます。

請求手続きをしなくても受けられる給付(自動給付)



自動給付…組合員資格取得時に「委任状」を提出いただき、当該給付金の請求行為等を「公立学校共済組合和歌山支部」と「一般財団法人 和歌山県教育互助会」に委任していただいています。

◆ マイナ保険証等を提示し、医療機関等で診療を受けたとき



※負担割合は、所得、年齢等により一部異なります。

(自己負担割合3割の場合)

組合員(被扶養者)の診療にかかった医療費のうち、7割は共済組合が直接医療機関等に支払います。

療養の給付(㊦) 家族療養費(㊧)

医療機関等の窓口でマイナ保険証等を提示することで、自己負担は3割で済みます。この窓口負担が一定額以上になったときは、高額医療費(㊨)や、

一部負担金払戻金(㊩) 家族療養費附加金(㊪)

を自動で給付します。

組合員

一部負担金払戻金(㊩)

被扶養者

家族療養費附加金(㊪)

一般的には、組合員又は被扶養者(同一人)が、同一月に同一保険医療機関等において、診療を受けた際の自己負担額の合計が25,000円(標準報酬月額が530,000円以上の者は50,000円)を超えるとき、自己負担額から25,000円を控除して得た額(100円未満の端数切り捨て)を給付します。

組合員・被扶養者

高額医療費(㊨)

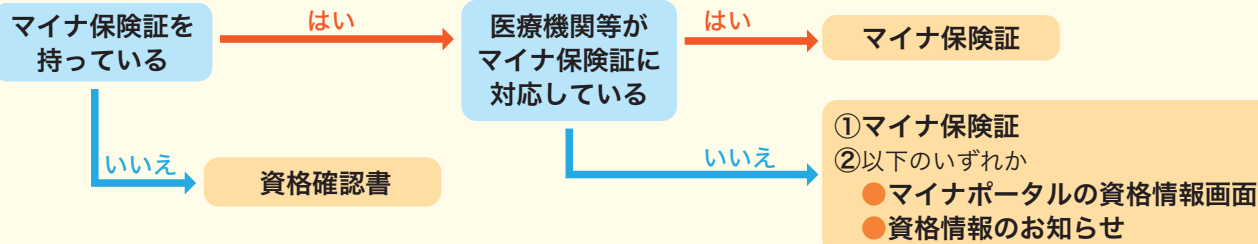
○70歳未満の場合

医療費の自己負担が高額療養費算定基準額を超えた場合、超えた分を高額療養費として給付します。

標準報酬月額	高額療養費算定基準額	区分
(83万円以上)	252,600円+(医療費-842,000)×1%【※多数回該当 140,100円】	㊰
(53万円~79万円)	167,400円+(医療費-558,000)×1%【※多数回該当 93,000円】	㊱
(28万円~50万円)	80,100円+(医療費-267,000)×1%【※多数回該当 44,400円】	㊲
(26万円以下)	57,600円【44,400円】	㊳

※多数回該当とは、療養のあった月以前の12か月以内に高額療養費を給付している月が3か月以上ある場合。

医療機関等で保険診療を受ける際に必要なもの



〈例〉総医療費100万円の場合▶標準報酬月額440,000円 区分㊦ (28万円~50万円) ※左下の「高額医療費算定基準額」表参照

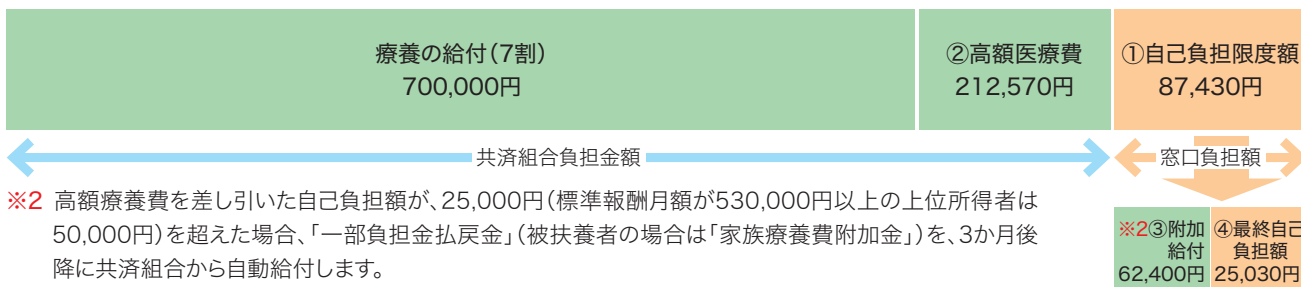
- ①自己負担限度額(窓口負担額) $80,100 + (1,000,000 - 267,000) \times 1\% = 87,430$ 円
- ②高額療養費 $300,000 - 87,430 = 212,570$ 円
- ③一部負担金払戻金又は家族療養費附加金 $87,430 - 25,000 = 62,430$ 円(100円未満端数切り捨て)▶62,400円
- ④最終自己負担額 $87,430 - 62,400 = 25,030$ 円

★マイナ保険証を使用しない場合



※1 限度額適用認定証を使用しなかった場合でも、自己負担限度額を超えた額については、3か月後以降に共済組合から「高額療養費」として「一部負担金払戻金」(被扶養者の場合は「家族療養費附加金」)と一緒に自動給付しますので、最終的な負担金額は変わりません。

★マイナ保険証を使用した場合



※2 高額療養費を差し引いた自己負担額が、25,000円(標準報酬月額が530,000円以上の上位所得者は50,000円)を超えた場合、「一部負担金払戻金」(被扶養者の場合は「家族療養費附加金」)を、3か月後以降に共済組合から自動給付します。

請求手続が必要な主な給付(請求後に給付されます)

給付金を請求するときは、所定の請求書に必要な書類を添えて所属所を経由し、和歌山支部へ提出してください。

給付事由が生じた日の翌日から2年以内に請求しないと、給付金が受け取れなくなります。

制度の詳細、支給要件、請求手続などについては、和歌山支部のホームページや広報誌をご覧ください。

🏠 病気になったとき

療養費(法) (家族療養費)(法)	やむを得ない理由でマイナ保険証等を使わず医療費の全額を支払ったとき
移送費(法) (家族移送費)(法)	症状が重く緊急やむを得ず医師の指示で移送されたとき

👶 出産したとき

出産費(家族出産費)(法) 同附加金(附)

👔 死亡したとき

埋葬料(家族埋葬料)(法) 同附加金(附)

💰 休業し、給与が減額されたとき

傷病手当金(法) 同附加金(附)	公務によらない病気やけがで休職したとき
出産手当金(法)	出産に伴い休業したとき
休業手当金(法)	家族の病気やけがなどの理由により欠勤したとき
育児休業手当金(法)	育児休業したとき
介護休業手当金(法)	介護休業したとき

雇用保険法に基づく育児休業給付金・介護休業給付金を受けるときは支給されません。

🏠 災害にあったとき

災害見舞金(法)	非常災害で住居や家財に損害を受けたとき
弔慰金(法) (家族弔慰金)(法)	非常災害で死亡したとき

〔一般組合員向け〕

短期組合員(臨時的任用職員、週20時間以上の非常勤職員)は共済組合年金適用では無く、日本年金機構の厚生年金加入となります。

長期給付事業

組合員の老齢(退職)、障害、死亡に対し、年金や一時金の支給を行います。

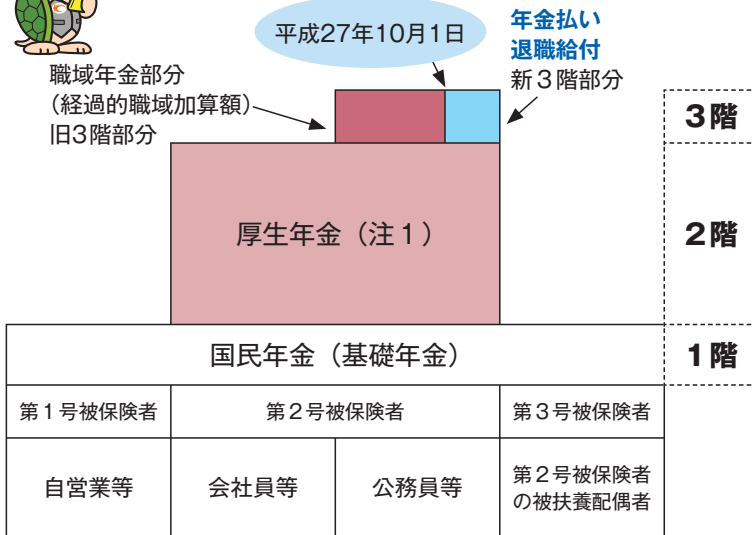
詳しい説明は、公立学校共済組合和歌山支部ホームページ内、「和歌山支部について」の退職サポートブックのP19～P48を参照してください。



公的年金制度



公的年金制度は、「国民年金(1階)」と「厚生年金保険(2階)」により構成されています。また、公務員独自の給付となる「年金払い退職給付(3階)」の年金があります。



被用者年金一元化後、厚生年金の被保険者(加入者)は下記の4通りに区分され、それぞれの実施機関が各被保険者期間について厚生年金を決定および支給します。公立学校共済組合員(一般組合員)は(3)となります。

- (1) 日本年金機構
民間会社員
- (2) 国共済厚年被保険者
国家公務員
- (3) 地共済厚年被保険者
地方公務員
- (4) 私学共済厚年被保険者
私立学校教職員

◆ 厚生年金保険給付(2階部分)

老齢厚生年金 … 退職後の所得を保障するために支給される年金です。

障害厚生年金 … 組合員である間の傷病により、一定程度以上の障害状態となったときに、障害の状態である間、支給される年金です。

障害手当金 …… 組合員である間の傷病により、障害厚生年金の対象となる障害の程度より軽い障害状態となったときに支給される一時金です。

遺族厚生年金 … 組合員が死亡したときに、遺族の生活を保障するために支給される年金です。

※年金加入記録は、ねんきん定期便やマイナ手続ポータルでご覧いただけます。

◆ 年金払い退職給付(3階部分)

年金払い退職給付(正式名称:退職等年金給付)は、公務員の退職給付の一部として支給される年金です。

退職年金 …… 退職時まで積み立てた給付算定基礎額に基づき支給される年金です。給付の半分は有期退職年金、半分は終身退職年金として支給されます。

公務障害年金 … 公務による傷病により一定程度以上の障害状態となったときに、障害の状態である間、支給される年金です。

公務遺族年金 … 公務による傷病により死亡した場合で、遺族がいるときに支給される年金です。

在職停止とは

年金受給者(老齢給付)が、共済組合員として在職しているときや、民間会社等に勤務して厚生年金保険に加入しているとき、「賃金」と「年金」の額により、年金の一部または全額が支給停止される制度です。

支給停止額の計算方法

〈計算式〉令和8年4月1日～

(賃金の月額+年金の月額) > 基準額: 65万円 (※令和8年度額)

$$\text{年金の支給停止額(月額)} = \{(\text{賃金の月額}) + (\text{年金の月額}) - 65\text{万円}\} \times 1/2$$

※賃金の月額: 標準報酬月額+直近1年間の標準賞与額の12分の1の額

※年金の月額: 日本年金機構や私学共済等が支給する年金も含めた老齢厚生年金の月額。

〈改正前〉

令和8年3月31日まで

基準額: 51万円

〈改正後〉

令和8年4月1日から

基準額: 65万円

※共済組合から支給の年金のうち、経過的職域加算額(旧3階)は、共済組合員(一般組合員)として在職中、全額支給停止となります。



費用・利便性・安心の面で選ばれています

費用

- ◆連帯保証人や担保の設定がなく、保証料等の**初期費用は無料**です。
- ◆お申込みや繰り上げ返済に係る**手数料等は無料**です。

利便性

- ◆ご返済は給与控除による**自動返済**
- ◆**ボーナス併用返済**も選択可能
- ◆**一部・全部繰上げ返済**も可能
- ◆原則、職場で手続きが完了

安心

- ◆育児休業・介護休暇中の返済を猶予可能



種類	お借入れ事由	お借入れ限度額	利率年利 ^(※)	返済期間
一般貸付け	組合員が臨時に必要なとする資金	200万円	1.32%	120回以内
住宅貸付け	組合員が住宅の新築やリフォームなどをするため、または住宅の敷地を購入するための資金	1,800万円		360回以内
教育貸付け	組合員やその被扶養者などが学校教育法で規定する小・中学校・高校・大学等の教育機関に入学または修学するための資金	550万円	1.06%	250回以内
介護構造貸付け	組合員が要介護者に配慮した構造を有する住宅の新築やリフォーム等をするための資金	300万円		360回以内
災害貸付け	組合員またはその被扶養者が非常災害等を受けたため必要とする資金	200万円	0.99%	120回以内
住宅災害貸付け	組合員の住宅または敷地が非常災害等により被害を受け、新築等をするための資金	1,900万円		360回以内

【注意】

- ※1 他にも医療貸付け、結婚貸付け、葬祭貸付け、特別貸付け、高額医療貸付け、出産貸付け等があります。
- ※2 貸付利率には、貸付金保険料充当金率(年0.06%)を含んでいます。貸付金保険料充当金とは、民間ローンにおける「保証料」に該当します。当共済組合では、貸付けに際し、担保(連帯保証人や抵当権設定等)を求めない代わりに貸付保険に加入しています。この保険料の一部をご負担いただきます。
- ※3 貸付利率は金利情勢の変動に伴い利率が変動する場合があります。
- ※4 臨時的任用職員、再任用職員等は「特別貸付け」のみ利用できます。(P.14を参照してください。)

貸付け申込時の注意

1 貸付申込時の添付書類に「直近の給与明細書(写)」が必要です。

貸付額算定の基準である「給料月額」を確認するために、貸付申込書(全種別、貸付金額に関わらず)に添付する書類として「直近の給与明細書(写)」が必要です。

2 やってはいけないこと

資金計画をたてない借入れが、自己の返済能力を超える借入れの大きな原因になりますので、絶対にならないようにしましょう。



このような償還猶予制度があります。次の事由に該当する場合は、本人の申出により償還の猶予ができます。

事由	猶予期間
住宅または住宅の敷地が水震災火災その他の非常災害により損害を受けたとき (ただし、住宅・住宅災害・介護構造貸付に限る。)	申出の日の属する月の翌月から12か月の範囲内
育児休業の承認を受けたとき	育児休業の承認期間内
引き続き1か月以上の介護休業(時間取得を除く)の承認を受けたとき	介護休業の承認期間内
心身の故障のため休職となり、給料の全部が支給されないとき(注1)	当該無給休職の期間内 ただし、傷病手当金または傷病手当金附加金(公務または通勤災害における)
配偶者同行休業(注2)の承認を受けたとき	配偶者同行休業の承認期間内 (3年を限度とする。)

注1:借受人の方が、傷害または疾病により就業傷害状態となった場合に、貸付金の返済金相当金額を補填する「債務返済支援保険」の制度があります。

注2:海外に赴任する配偶者に同行するための休業

データヘルスの実施

平成25年度に国が閣議決定した「日本再興戦略」により、予防、健康管理の推進に関する新たな仕組みづくりとして「データヘルス計画」が始まることとなりました。当支部においてもレセプトと特定健康診査のデータをもとに、より効果的な保健事業を実施する「データヘルス」を平成27年度から開始しています。平成27年度から平成29年度の3年間実施してきた「第1期データヘルス」、平成30年度から令和5年度までの6年間に渡り実施する「第2期データヘルス」が終了し、令和6年度から「第3期データヘルス計画」が始まりました。より効果的な保健事業を実施していきますので、組合員の皆さまの参加・活用をお願いします。

データヘルスとは 医療保険者が、レセプト・健診情報等のデータの分析に基づく効率的・効果的な保健事業をPDCAサイクルで実施することです。

また、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法が一部改正されたこととともない、特定健康診査の対象者以外の組合員についても健康診断等の記録の写しを事業主及び健診機関から提供を受けることになります。



特定健診等事業

事業名	事業内容	対象者	実施期間	自己負担	受診方法
特定健康診査	内臓脂肪型肥満(メタボリックシンドローム)に着目した健診を指定医療機関において実施する。 ◆検査内容 ・質問票(服薬、喫煙歴等) ・身長、体重、BMI・腹囲・血圧 ・脂質検査・血糖検査 ・肝機能検査・検尿 (以下は医師が必要と認めた場合) ・心電図・貧血検査・眼底検査・血清クレアチン	実施年度中に40歳から75歳(誕生日の前日まで)となる組合員	4月～2月	なし	事業者(各教育委員会等)が実施する定期健康診断を受診する。 ※人間ドック受診者は受診不要
		実施年度中に40歳から75歳(誕生日の前日まで)となる被扶養者・任意継続組合員とその被扶養者	6月中旬～2月	ドックの額に含む	共済組合が実施する人間ドックもしくは脳ドックを受診する。
特定保健指導	特定健康診査の結果を階層化し、それぞれの状態に応じた指導を指定の機関において実施する。	生活習慣病のリスクが出始めた段階の方(動機付け支援)	7月上旬～1月	なし	共済組合が発行する受診券とマイナ保険証・資格確認書のいずれかを持参し、指定医療機関で受診する。
		生活習慣病のリスクが重なりだした段階の方(積極的支援)	6月中旬～翌年8月	なし	共済組合が発行する利用券とマイナ保険証・資格確認書のいずれかを持参し、指定の機関で指導を受ける。

【持参するもの】

- ・受診券 ・マイナ保険証等 (P.4の医療機関等で保険診療を受ける際に必要なもの 参照)

特定健康診査とは

「高齢者の医療の確保に関する法律」が平成20年4月から施行されたことに伴い、当共済組合をはじめとした各医療保険者は、年度内に40歳から75歳(誕生日の前日まで)の誕生日を迎える組合員及び被扶養者の方々を対象とする、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した特定健康診査及び特定保健指導の実施が義務付けられています。

■ 組合員(ご本人)は

勤務先の学校等で行っている定期健康診断や当共済組合が実施する人間ドック等の受診をもって特定健康診査を受けたものとみなされますので、受診券の発行はしませんが、被扶養者の方々は、各医療機関で受診していただくことになります。

共済組合は個人の生活習慣や、その改善に関する基本的な情報を受診者に提供し、その後の保健指導につなげるため、法律に基づき健康診断の健診記録を事業主から提供を受けることになります。なお、記録については、公立学校共済組合個人情報保護規程等に基づき、適切な管理を行います。

特定健康診査を受診した組合員に対し、日常生活での健康管理に役立つ個別健康情報冊子を順次配付する予定にしております。(共済本部が契約する委託会社への業務委託により作成、健診記録を当支部が受領した時期により配布できない場合があります。)

■ 短期組合員・被扶養者の方は

被扶養者の方への受診券は7月上旬にご自宅住所に被扶養者の方あてにお届けする予定にしておりますので、お手元に届いた際には、特定健康診査を受診してください。

- ・受診は無料です。(特定健康診査項目に限る。)
- ・受診の際は、「特定健康診査受診券」とマイナ保険証・資格確認書のいずれかが必要です。
- ・受診券の有効期限は、令和9年1月31日までです。

なお、今年度中にパート先等で定期健康診断等を受けている方は、改めて受ける必要はありません。その場合は、「受診券」、「健診結果の写し」、「質問票」を、当支部までお送りください。また、**短期組合員で職場の健診が受けられないなどの場合については受診券を発行いたします。発行を希望される短期組合員の方は、公立学校共済組合和歌山支部までご連絡ください。**

特定保健指導とは

組合員、被扶養者の特定健康診査の結果から、生活習慣病の発症リスクの高い方に対して、保健師等のアドバイスのもと、生活習慣改善のための取り組みを行っていただくものです。まずは保健師等と面接を行い、生活習慣改善プログラムを実施していただき、6ヶ月後に改善状況の評価を行います。

- ・対象となる方には「特定保健指導利用券」を順次送付します。
- ・当支部では、保健師等が対象者にご案内の上、勤務先等に出向いて面談を行う個別訪問型の特定保健指導を実施する予定です。

健 診 事 業

★詳しい事業案内は、4月初旬に所属所宛て「令和8年度保健事業の実施について」で通知しています。

まずは、「私、何が受診できるの?」チャートをご確認下さい。

原則、前年度受診歴があれば対象外です(③脳ドック・④⑤婦人科健診⑦歯科健診を除く)。

その他、詳細は別紙(該当年度健診事業(人間ドック・器官別健診)の受診該当者並び新設コースについて(通知))参照。

事業名		内 容	様式及び募集人員	
①	人間ドック (指定年齢)	宿 泊 付 定年退職者コース 【自己負担:10,000円】	<p>【定年退職者限定】 指定宿泊施設（前泊）並び指定病院の1日検査。 当該年度に定年退職予定の一般組合員・校務員(用務員)・医大教育職員。募集人員を超える場合は抽選とし、外れた場合は1日コースの受診とする。 ※検査内容は1日コースと同じ。 ※7月、8月、年末年始並び、指定した日は除く。 【退職年齢】 一般組合員：62歳、校務員：63歳、医大教育職員：65歳。 ※ただし、前年度に1日コース・過去に3日コース・60歳3日コースを受診した者は対象外。</p>	<p>様式 様式第1号 募集 70名</p>
		東牟婁コース 【自己負担:10,000円】	<p>【東牟婁郡・新宮市の所属所限定】 指定宿泊施設（前泊）並び指定病院の1日検査。 当該年度の1日コース指定年齢に達する者で、東牟婁郡・新宮市の所属所に在籍の一般組合員・短期組合員。募集人員を超える場合は抽選とし、外れた場合は1日コースの受診とする。 ※検査内容は1日コースと同じ。 ※7月、8月、年末年始並び、指定した日は除く。 【指定年齢】 35歳、40歳、43歳、45歳、48歳、50歳、53歳、55歳、58歳、60歳、62歳、64歳（65歳以上2年に1回受診可能） ※前年度に60歳3日コース・3日コース・60歳1日コース・1日コースを受診している者は対象外。</p>	<p>様式 様式第1号-2 募集 100名</p>
		日 帰 り 1日コース 【自己負担:10,000円】	<p>指定病院の1日検査。 当該年度の指定する年齢に達する組合員・短期組合員及び、定年退職コース・東牟婁コースを希望しない者。 【指定年齢】 35歳、40歳、43歳、45歳、48歳、50歳、53歳、55歳、58歳、60歳、62歳、64歳（65歳以上2年に1回受診可能） ※前年度に60歳3日コース・3日コース・60歳1日コース・1日コース・若年ドックを受診している者は対象外。</p>	<p>様式 様式第2号 募集 3200名</p>
②	若年ドック 【自己負担:6,000円】	<p>指定病院で1日検査。 39歳以下（35歳を除く）一般組合員・短期組合員。 ※ただし、前年度に1日コース(前年度35歳)・若年ドックを受診した者は対象外。</p>	<p>様式 様式第3号 募集 720名</p>	
③	脳ドック 【自己負担:10,000円】	<p>指定病院で1日検査。 一般組合員・短期組合員。脳ドックが初めての者を優先。次に受診間隔の長い者、その他抽選。 ※ただし、定年退職者コース・東牟婁コース・1日コース・若年ドック該当者は対象外。 ※乳がん・子宮がんとの併用可能。</p>	<p>様式 様式第4号 募集 550名</p>	
④	婦 人 科 健 診	乳がん検診 【自己負担:3,000円】	<p>【女性組合員限定】 指定病院で乳がんの検査。 一般組合員・短期組合員。乳がん検診が初めての者を優先。次に受診間隔の長い者、その他抽選。 ※ただし、定年退職者コース・東牟婁コース・1日コース・若年ドック該当者は対象外。 ※脳ドック・子宮がんとの併用可能。</p>	<p>様式 様式第5号の(1) 募集 500名</p>
		子宮がん検診 【自己負担:2,000円】	<p>【女性組合員限定】 指定病院で子宮がんの検査。 一般組合員・短期組合員。子宮がん検診が初めての者を優先。次に受診間隔の長い者、その他抽選。 ※ただし、定年退職者コース・東牟婁コース・1日コース・若年ドック該当者は対象外。 ※脳ドック・乳がんとの併用可能。</p>	<p>様式 様式第5号の(2) 募集 500名</p>
⑥	セルフケアドック 【自己負担:全額自己負担】	<p>セルフケアドック（1日コース・若年ドック・脳ドック・乳がん検診・子宮がん検診）が可能な指定病院での検査。 全額自己負担なので、毎年受診可能。 《例》1日コース該当者だが、脳ドック・乳がん検診・子宮がん検診の受診可能。 ただし、全額負担での受診。</p>	<p>様式 様式第6号 募集 希望者</p>	
⑦	歯科健診 【自己負担:なし】	<p>和歌山県歯科医師会に加入の医療機関で、歯科健診。 当該年度の指定する年齢に達する組合員・短期組合員。 ※全てのドック・検診と併用可能。 【指定年齢】 25歳、30歳、35歳、45歳、55歳</p>	<p>様式 様式第15号 募集 550名</p>	

【併用受診について】

- ③④⑤の3つの組合せでの併用受診は可能。
- ⑦は全ての健診と併用受診可能。
- ⑥は全額負担で併用・単独受診可能。
- それ以外は併用受診不可。

【締切日】

- 5月8日必着 (①～⑦の全健診事業期日厳守)

私、何が受診できるの？

Start

公立学校共済組合の
一般組合員・短期組合員
ですか？

No

申込みいただけません

Yes

定年退職ですか？

- ・一般組合員：62歳
- ・校務員（用務）：63歳
- ・医大教育職員：65歳

Yes

前年度に、1日コース
過去に、60歳3日コース
3日コース
を受診しましたか？

No

◆あなたの受診可能コース◆

- ・定年退職者コース
（宿泊付1日コース）
 - ・1日コース（日帰り）
 - ・セルフドック（自費）
- ※上記のいずれかのコース

Yes

◆あなたの受診可能コース◆

- ・脳ドック
 - ・乳がん検診
 - ・子宮がん検診
- ※脳・乳がん・子宮がんは併用受診可
- ・セルフドック（自費）

No

指定年齢に
該当しますか？

- 35歳、40歳、43歳、45歳
- 48歳、50歳、53歳、55歳
- 58歳、60歳、62歳、64歳
- 65歳以上
（65歳以上は2年に1回）

Yes

前年度
3日コース・60歳3日コース
1日コース・60歳1日コース
若年ドック
を受診しましたか？

Yes

◆あなたの受診可能コース◆

- ・東牟婁コース
（宿泊付1日コース）
 - ・1日コース（日帰り）
 - ・セルフドック（自費）
- ※上記のいずれかのコース

No

東牟婁郡・新宮市の所属所
に在籍していますか？

Yes

◆あなたの受診可能コース◆

- ・1日コース（日帰り）
 - ・セルフドック（自費）
- ※上記のいずれかのコース

No

前年度、1日コース・若年
ドックを受診しましたか？

Yes

◆あなたの受診可能コース◆

- ・若年ドック
 - ・セルフドック（自費）
- ※上記のいずれかのコース

No

39歳以下ですか？

No

◆あなたの受診可能コース◆

- ・脳ドック
 - ・乳がん検診
 - ・子宮がん検診
- ※脳・乳がん・子宮がんは併用受診可
- ・セルフドック（自費）

※原則、前年度受診歴があれば対象外です（脳ドック・乳がん検診・子宮がん検診は除く）。

※詳細は別紙（該当年度健診事業（人間ドック・器官別健診）の受診該当者並びに新設コースについて（通知）参照。

※ご自身でご確認の上、受診希望の旨を所属所のご担当者へお申し出ください。（異動が生じた場合：新所属所で申込）

■歯科健診

【歯科指定年齢】25歳、30歳、35歳、45歳、55歳（歯科健診は全ての健診と併用受診可）

各種補助事業

各種補助事業、
ご利用ください。

事業名	内容	申込方法等													
指定宿泊施設利用補助	本人及び家族(3親等以内の親族)が保養等を目的として指定する施設を利用した場合、利用料金の一部を補助 ※公務による出張では、使用できません。	宿泊等利用補助券発行システムにより利用券を発行													
	<p>令和5年度から、アバローム紀の国・湯処むろべの宿泊補助も利用補助券が必要となります。和歌山支部ホームページ(組合員専用ページ)から利用補助券発行システムにより、利用券を発行してください。 ※組合員専用ページは本誌の最終ページを参照してください。 利用回数は本人及び家族(3親等以内の親族)を含めて、年度間12回(枚)までとなりますが、補助利用対象となるすべての施設で家族(3親等以内の親族)の補助も対象となります。 例) 3親等以内の家族が5人で利用した場合は5回(枚)の利用補助券の使用が可能です。 ※本人が利用しない場合でも家族のみで宿泊した場合も利用補助券の使用が可能です。</p>														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>補助内容</th> <th>補助額(1人1泊につき)</th> <th>手続等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ホテルアバローム紀の国</td> <td>宿泊</td> <td>3,000円</td> <td rowspan="3">宿泊等利用補助券を施設に提出 (年間12回(枚)まで) ※本人・家族含む</td> </tr> <tr> <td>湯処むろべ</td> <td>夕食を伴う宿泊</td> <td rowspan="2">2,500円</td> </tr> <tr> <td>県外公立学校共済組合 宿泊・保養施設(岐阜宿泊所は除く)</td> <td>宿泊</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	補助内容	補助額(1人1泊につき)	手続等	ホテルアバローム紀の国	宿泊	3,000円	宿泊等利用補助券を施設に提出 (年間12回(枚)まで) ※本人・家族含む	湯処むろべ	夕食を伴う宿泊	2,500円	県外公立学校共済組合 宿泊・保養施設(岐阜宿泊所は除く)	宿泊	
	施設名	補助内容	補助額(1人1泊につき)	手続等											
ホテルアバローム紀の国	宿泊	3,000円	宿泊等利用補助券を施設に提出 (年間12回(枚)まで) ※本人・家族含む												
湯処むろべ	夕食を伴う宿泊	2,500円													
県外公立学校共済組合 宿泊・保養施設(岐阜宿泊所は除く)	宿泊														
※任意継続組合員は【本人のみ】年間6回。手続きは和歌山支部 経理班にお申込みください。															
アバローム紀の国 婚礼利用補助	アバローム紀の国で婚礼(婚礼料理及び衣裳利用)を行った場合、料金の一部を補助 1人250,000円(1組につき、新郎側250,000円、新婦側250,000円、最高500,000円) 対象者 組合員又はその子	様式第8号により、アバローム紀の国へ提出													
アバローム紀の国 食事等利用補助	アバローム紀の国が提供する、食事等を利用した場合、2,000円を補助(食事単価が4,000円(税別)以上、テイクアウト商品合計が4,000円(税別)以上の場合とし、年度間1人8回を限度とする。) 対象者 組合員	直接アバローム紀の国に申込													
アバローム紀の国 慶弔行事利用補助	アバローム紀の国で婚礼準備として顔合せ、結納、前写し等または祝い事などの家族行事あるいは法要等で利用した場合に利用金額の3分の1(上限30,000円)を補助 対象者 組合員又は2親等以内の家族(婚礼準備の場合は、組合員又はその子)	直接アバローム紀の国に申込													
アバローム紀の国 おせち料理利用補助	アバローム紀の国の企画するおせち料理を購入した場合、5,000円を補助(1人1回限り) 対象者 組合員	直接アバローム紀の国に申込													
ライフプランセミナー	組合員とその配偶者を対象に、生活設計や資産運用をテーマとしたセミナーを集合型とオンラインで開催。集合型は、退職者向けが7月22日(水)田辺会場、7月23日(木)和歌山会場、若年層向けが8月17日(月)和歌山会場、18日(火)田辺会場にて開催 対象者 組合員とその配偶者	後日募集 (所属所あてに通知します。)													
予防接種補助	医療機関等で、年度内に、予防接種法に基づく「定期接種」又は「任意接種」のワクチン接種を受けた組合員本人に対しその費用の2分の1を補助する。(100円未満切り捨て、上限は、インフルエンザ2,000円、その他5,000円) 例) インフルエンザ・風疹・麻疹・子宮頸がんワクチン等 対象者 組合員又は任意継続組合員	様式 様式第14号 締切 2月10日(水)必着													

※組合員(短期組合員を含む)

○施設利用時の組合員資格の確認について

施設利用時、組合員資格の確認を求められた場合、次のいずれかで対応していただくことになります。

- ①マイナポータルの資格確認画面 ②資格確認書 ③資格情報のお知らせ

メンタルヘルス相談



LINEを使ったメンタルヘルス相談 (心ほっとサポート@公立学校共済)

教育現場で働く皆さまのLINEによるメンタルヘルス相談窓口です。「心の専門家」の公認心理師・臨床心理士等が、親身になってあなたの悩みにお応えします。



水・土・日・月曜日 18:00～22:00
(祝日・年末年始を含む)
●利用時間 1日1回30分～60分程度
※利用対象者は組合員のみ

友だち追加は
こちらから



電話・面談メンタルヘルス相談

「心の専門家」の臨床心理士が、プライバシー厳守にてカウンセリングを行います。

こころ 晴れ晴れ

通話料無料 **0800-700-5680**

電話相談 月～土曜日 10:00～22:00 (祝日・年末年始を除く)

●利用時間 1日1回20分程度

面談予約 月～土曜日 10:00～20:00 (祝日・年末年始を除く)

- 利用時間 1回50分程度
- 面談によるカウンセリングは1人年間5回まで無料
- 無料で面談によるカウンセリングをご利用いただくには、初回申込みを上記フリーコールで予約する必要があります。
- 面談は全国主要都市の契約カウンセリングルームにて実施

プライバシーは厳守されます。
安心してご利用ください。



Web相談(こころの相談)

電話でメンタルヘルスに関する相談をしづらい方のためにWeb上で24時間、ご相談を受け付けます。

URL **https://www.mh-c.jp/**

ログイン番号 783269

●臨床心理士が3営業日以内を目処に個別に回答



健康・介護の相談



教職員電話健康相談24

健康に関するご相談に、保健師等の専門家が24時間・年中無休でお応えします。

通話料無料 **0800-777-8349**

- 一般健康相談、専門医相談(予約制)、小児救急相談に対応
- 利用時間 1回20分程度



女性医師電話相談

女性医師による女性疾患についての相談を中心とした女性向けサービスです。(予約制)

女性医師 こころ納得

通話料無料 **0120-215-579**

月～土曜日 10:00～21:00 (祝日・年末年始を除く)

- 利用時間 1回20分程度 ※利用対象者は女性のみ



介護電話相談

介護全般に関するご相談に、ケアマネジャーや社会福祉士がお応えします。

介護 こころ納得

通話料無料 **0120-515-579**

月～土曜日 10:00～18:00 (祝日・年末年始を除く)

- 利用時間 1回20分程度

携帯電話からもご利用できます。(通話料無料) 詳細は、公立学校共済組合ホームページ掲載の利用者規約をご覧ください。(トップページ→組合員専用ページ→健康相談事業のご案内)上記の電話番号、二次元コードは公立学校共済組合の組合員専用であり、一般に公開していないため、お取り扱いにご注意ください。

本サービスは資料作成時点のものを記載しており、本サービスの諸条件・運用規則や内容等は今後変更される可能性があります。

福祉保険制度のご案内

～公的給付(健康保険・遺族厚生年金)を補完する公立共済独自の制度～

- ・ファミリー年金(年金払特約付団体定期保険)
- ・入院費用給付金(疾病入院支援特約、傷害入院初期費用特約、女性疾病入院特約、女性疾病手術特約付医療保険[損害保険])
- ・特定疾病給付金(7大疾病保障特約付、がん・上皮内新生物保障特約付、リビング・ニーズ特約付、代理請求特約[Y]付集団無配当特定疾病保障定期保険(II型))
- ・傷病休職給付金(精神障害補償特約付天災補償特約付団体長期障害所得補償保険[損害保険])

福祉保険制度とは

- スケールメリットを活かした**お手ごろな保険料**で加入できます
- 手続期間は毎年6～7月の年1回のみ**です。**支部(都道府県)ごとに締切日が異なります**
- 共済組合の**組合員とそのご家族のみ**加入できる制度です。**短期組合員の方も加入できます**

福祉保険制度の仕組み

ファミリー年金は、加入した組合員の保険料の中から不幸があった場合や支払事由に該当した場合に保険金が支払われる、**助け合いの制度**です。1年ごとに収支計算をして余ったお金(剰余金)は、**配当金として加入者に還付**します。



令和6年度の配当率

42.975%

※1

※1 配当率は、今後変動することがありますので将来のお支払いを約束するものではありません。配当率は、お支払時期の前年度決算により決定しますので将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。傷病休職給付金、入院費用給付金(女性疾病給付金含む)、特定疾病給付金、元気づくりサービスコースに配当金はありません。

退職後の福祉保険制度

現職中に加入していた場合、退職(組合員資格喪失)後も**最長84歳まで継続可能**です。



(注)ファミリー年金の死亡給付金(3万円)は単独で加入はできません。死亡給付金と傷病休職給付金のみご加入の場合、傷病休職給付金の補償終了と同時に死亡給付金も脱退となります。

令和8年11月1日以降にご退職予定の方は、令和8年6～7月のお手続きが**ラストチャンス**です

制度内容の詳細は、公立学校共済ホームページ(福祉保険制度ホームページ)に掲載されているデジタルパンフレットをご覧ください。

[加入手続き等に関するお問い合わせ先]
明治安田生命保険相互会社 特定公法人業務推進部 特定公法人業務推進第二グループ
ご照会窓口 03-3283-3360 受付時間 平日(土曜・日曜・祝日・年末年始を除く)9:00～17:00

「令和7年度末に扶養手当の受給を終了した者」を扶養している皆様へ

- (1) 被扶養者が、平成15年4月2日から平成16年4月1日生まれの方は、前年度末で扶養手当の受給が終了となります。
- (2) 組合員が退職し再任用された場合は、扶養している者に対し扶養手当が支給されなくなります。
- (3) 令和8年度から配偶者にかかる扶養手当は廃止となります。(普通認定されている配偶者については以下の手続が必要となります。)

区分	理由
継続認定申出 (認定区分の変更)	・大学(院)、各種専修学校等の学生等で就労できない又は就労しているが収入(アルバイト等)を認定所得限度額内しか得ることができないため
普通認定	・負傷その他の理由により就労できない又は就労しているが収入(アルバイト等)を認定所得限度額内しか得ることができないため
↓	
特別認定	・配偶者が就労していない又は収入(アルバイト等)が認定所得限度額内しか得ることができないため ・義務教育未修了者のため

手続時期

令和8年度(令和7年分)の「所得証明書」が住所地の市区町村で交付されるようになってから、速やかに「被扶養者継続認定申出」を行ってください。(令和8年7月7日(火) 必着)

Smart相談室って?

仕事に関すること、ご家族・プライベートについての悩み、ハラスメントに関すること等、どんなことでも大丈夫。産業カウンセラーやキャリアコンサルタント、医師、保健師等200名以上の相談員の中から希望の人を選んで、オンライン(zoom・電話・メール)で、好きな時間に相談できます。相談内容や名前は、**所属所や共済組合には伝わりません**。下記URLに職員番号等を入力して利用できますので、ご利用ください。

<https://kouritu-wakayama.smart-sou.com/login>



初回アカウント設定

STEP 1

QRコード/URLから初回サインアップページを開く



※アカウント登録後のログインURL(相談予約URL)は異なります。

STEP 2

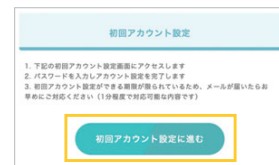
組合員番号とパスワード設定用、メールアドレスを登録する



※ご登録いただくメールアドレスは公立学校共済組合・所属所には共有されません。

STEP 3

案内メールからパスワード設定画面を開く



※メールは迷惑メールフォルダに振り分けられていることがあります。

http://kouritu-wakayama.smart-sou.com/authenticates/employee_cd_signup/new

ぜひ、一度使ってみませんか? マイナンバーカードの保険証利用

① データに基づく最適な医療が受けられる

過去に処方されたお薬や特定検診などの情報が医療・薬剤師に共有され(※)、データに基づく最適な医療が受けられるようになります。

※ マイナンバーカードを健康保険証として利用し、医師等と過去の情報を共有した場合には、健康保険証で受診した場合と比べて、初診時等の医療機関・薬局での窓口負担が低くなります。

② 転職や転居等による保険証の切り替えや更新が不要

今後、転職や転居などで必要だった保険証の切り替えや更新が不要になります。

※ なお、新しい保険者への加入手続は必要です。

③ 手続きなしで高額療養費の限度額を超える支払いが免除

限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払いが確実に免除されます。

マイナンバーカードの申請・利用方法等の情報は、当共済組合ホームページでご覧いただけます。



トップページ

マイナンバー
カードコーナー



被扶養者の状況に 変更はないですか？



被扶養者に関する次のような手続きが発生しますので、今一度被扶養者の収入状況を確認していただき、要件を欠くに至ったときは、速やかに所属所を通じて共済組合へ被扶養者の取消申告（被扶養者証の返納）を行ってください。



認定取消の手続きをせずに医療機関を受診するとこんな問題が…

被扶養者の認定取消を遡って行った場合、認定取消日以降「被扶養者取消申告書」の所属所受付日前の受診に係る医療費等について、組合員に返還していただくこととなります。

	取消事由	取消日	添付書類
①	就職した場合 (パート等で勤務しているが、勤務条件の変更などにより、勤務先の社会保険の加入となった場合を含む)	他の健康保険に加入した日	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会保険に加入したことが分かる書類(雇用契約書等)の写 ● 資格確認書(写) 注) 交付されている場合のみ
②	パート・アルバイト等の賃金等が3か月連続して108,334円以上支給された場合	賃金等が翌月払… 3か月目の賃金等支払日の翌日 賃金等が当月払… 4か月目の初日	<ul style="list-style-type: none"> ● 所得限度額超過及び事実発生日を確認できる書類(写) ● 雇用(勤務)形態及び給与支払(見込)額証明書 ● 上記を提出できない場合は、給与明細書(写) ● 雇用契約書(写)等
③	パート・アルバイト等の賃金等が累積130万円以上となった場合	130万円以上の賃金等の支払日の翌日	
④	パート・アルバイト等の雇用契約書等で、年額130万円(月額108,334円)以上の給料が支給されることが明らかな場合	雇用日	注) 給与明細書等の紛失等に替わる書類として、通帳の(写)は不可
⑤	60歳以上の者の収入が、年額180万円以上となった場合	該当取消日参照 年金等の改定額通知書を受領した日(該当者のみ)	<ul style="list-style-type: none"> ● 公的年金等の年金額決定(改定)通知書(写) ● 該当添付書類(該当者のみ)
⑥	個人年金受給見込額130万円以上	年金の受給日	<ul style="list-style-type: none"> ● 個人年金支払金額通知書(写) (支払開始日と年額が記載されたもの)
⑦	事業所得、農業所得等により130万円以上の収入となった場合	確定申告を行った日(写に税務署の受付年月日が押印されている) 又は、郵送の場合は申告日	<ul style="list-style-type: none"> ● 確定申告書及び収支内訳書等(写) (控除対象となる「必要経費」は和歌山県扶養手当の認定基準に準じる)
⑧	雇用保険を受給した場合 (日額3,612円以上)	その支給開始日	<ul style="list-style-type: none"> ● 雇用保険受給資格者証(写)
⑨	主たる扶養者を変更した場合	扶養事実の消滅した日 (配偶者が主たる扶養者となった日)	<ul style="list-style-type: none"> ● 両者が公立学校共済組合和歌山支部組合員の場合…不要 ● 配偶者が公立学校共済組合和歌山支部組合員でない場合…扶養替の事由が確認できる書類(写)
⑩	離婚した場合	協議離婚…離婚の届出日の翌日 調停離婚…調停成立日の翌日	<ul style="list-style-type: none"> ● 戸籍抄本(写)
⑪	同居を要件とする者が別居した場合	組合員と別居した日	<ul style="list-style-type: none"> ● 住民票謄本(写) (組合員と別居した日が記載されたもの)
⑫	死亡した場合	死亡した日の翌日	<ul style="list-style-type: none"> ● 死亡日を確認できる書類(写) ● 戸籍抄本(写)又は、埋葬許可証(写) 「家族埋葬料請求書」と同時に提出する場合は添付不要

注1) ②③④で、60歳以上の場合、公的年金の額を含む年額は180万円、月額は15万円に読み替えます。

②③④で、19歳以上23歳未満である場合(配偶者を除く)、年額は150万円、月額は125,000円に読み替えます。
(扶養手当支給要件と異なるので、ご注意ください。)

注2) 取消申告の際は、添付書類が揃ってから提出してください。

共済組合の掛金・保険料について

1 掛金・保険料の概要

算定方法 …… 「標準報酬月額」(又は「標準期末手当等の額」) × 下表の掛金・保険料率

徴収期間 …… 資格を取得した月から、その資格を喪失した日の属する月の前月まで、月単位(日割りしない)で徴収。

徴収方法 …… 給与及び期末手当等から控除。

※無給休職等により控除できない場合は、直接共済組合に納付。

共済組合の掛金・保険料率一覧(令和8年4月1日現在)(単位:千分率)

区分	内容	対象者	掛金・保険料率
短期掛金	短期給付事業と福祉事業に係る掛金	組合員全員	48.01
子ども掛金	令和8年4月から新規 (詳細下記参照)	組合員全員(75歳以上は対象外)	1.15
介護掛金	介護保険料	40歳以上65歳未満の組合員	7.88
厚生年金保険料	公的年金制度(厚生年金保険) に係る保険料	70歳未満の一般組合員 (70歳未満の短期組合員は日本年金 機構に加入)	91.5
退職等年金掛金	公務員独自の年金制度に係る掛金	一般組合員全員 (短期組合員は対象外)	7.5

子ども掛金(子ども・子育て支援金)

令和8年4月から徴収がはじまり、加入する医療保険制度(被用者保険(公立学校共済組合等)・国民健康保険・後期高齢者医療)ごとに保険料が決まります。児童手当の拡充や育児休業給付の拡充等に充てられます。

2 掛金・保険料の免除

掛金・保険料が免除されるのは下表の場合です。いずれも共済組合への申出が必要です。

申出により産前産後・育児休業は掛金・保険料が、海外に居住する場合は介護掛金のみ免除となります。

免除事由	提出書類	免除期間
産前産後休業取得	産前産後休業掛金免除申出書 特別休暇の期間がわかる書類・予定日の わかる書類・出産日のわかる書類を添付	産前産後休業(注)開始日の属する月から、終了日 の翌日の属する月の前月
育児休業取得 (期間変更の場合)	育児休業等掛金免除申出書 (育児休業等掛金免除変更申出書) 育児休業の辞令の写しを添付	(例月給与の場合) 育児休業開始日の属する月から、終了日(または当 該子が3歳に達する日)の翌日(復帰日)の属する 月の前月まで免除。育児休業を開始した月内で復帰 する場合でも、育児休業期間が14日以上あれば、 その月は免除。 (期末勤勉手当の場合) 期末支給月の末日時点が育児休業中かつ育児休業期 間が1か月を超えている場合は、その月は免除。
海外に居住する場合	介護保険第2号被保険者資格取得・喪 失届書 国内に住所を有しないことわかる書類	海外転出日の翌日の属する月から、国内転入日の属 する月の前月

注)「産前産後休業」とは、出産日(出産予定日より後の場合は出産予定日)以前42日(多胎妊娠は98日)から出産日後56日までの間で、妊娠又は出産を理由として休業している期間です。

令和8年度

利用補助事業のご案内

令和8年度の利用補助をご案内申し上げます。
たくさんのご利用お待ちしております。

お得がいっぱい!

レストラン利用割引
10%OFF

マイナポータルの資格情報画面及び資格確認書を提示すると総額から10%割引となります。



指定宿泊施設 利用補助

組 家

組合員及び家族(3親等内)が保養等を目的として指定する施設を利用する場合、3,000円を補助。(任意継続組合員含む)

※年度内に12回(枚)まで。[本人・家族(3親等内)を含む]ただし、任意継続組合員は6回(枚)、本人のみ。



婚礼利用補助

組 子

最大50万円補助

組合員又はその子がアバローム紀の国で婚礼(婚礼料理及び衣裳利用)を行った場合、一家族につき25万円を補助。
(最大50万円)



食事等 利用補助

組

組合員がアバローム紀の国の提供する食事を利用した場合、2,000円を補助。

※食事単価が4,000円(税別)以上、テイクアウト商品合計が4,000円(税別)以上。
※1人8回を限度。



慶弔行事 利用補助

組 子

組合員又はその子がアバローム紀の国で婚礼準備として顔合わせ・結納・前写し等を利用した場合、組合員又は家族(2親等内)の祝い事などの家族行事・法要等で利用した場合、利用総額の3分の1を補助。

※1回あたり30,000円を上限。



おせち料理 利用補助

組

組合員がアバローム紀の国のおせち料理を購入した場合、5,000円を補助。

※1人1回を限度。

対象者
マーク

- ・組合員本人 組
- ・組合員のご家族(3親等内) 家
- ・組合員の子 子



お得な金額シミュレーションを行います!
詳しくはこちらから



公式LINEで随時ご案内!!
友達登録でお得な情報をGET!!
新規登録で300円クーポンプレゼント

和歌山支部ホームページをご活用ください

組合員の皆様が病気やケガ等で給付を受けたいとき、年金を請求するとき、共済の宿泊施設を利用するときや、健康セミナーを受けたいとき等々、そうしたときには種々の手続を行う必要があります。でも、毎日のように行うものではありませんし、初めて行う手続もあることから、いつ、どんな書類を準備・提出すればよいのかわからないことがあります。そうしたときには、支部ホームページをご覧ください。

どんな手続をとればよいのかわからない場合、まず、「こんなときガイド」・「手続きナビ」を見てください。あなたに必要な手続がわかります。

公立学校共済組合のWEBサイト
<https://www.kouritu.or.jp/wakayama/>

組合員専用ページ
 とるべき手続を知っているけれど、「様式・記入例」がお手元がない場合、入手できます。
ログイン方法 ユーザー名:組合員番号
 パスワード:W(大文字)+@+生年月日(西暦)
 例:1900年1月1日生まれの場合 W@19000101

健康管理事業
 健康相談事業・健診事業・健康セミナー等宿泊施設を利用するとき
 介護講座、ライフプランセミナー
 宿泊施設補助等リフレッシュするとき

全国の公立学校共済組合の宿泊施設(公立共済やすらぎの宿)
 組合員およびご家族の方(配偶者、子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹)は、**組合員料金**でご利用いただけます。
「やすらぎの宿」ホームページ
<https://www.kourituyasuragi.jp/>

和歌山支部の概要、よくある質問、共済わかやま、退職サポートブック等

事務担当者専用ページ
ログイン方法
 令和7年2月28日付け公共第517号で通知しています。

令和8年度 共済組合の主な年間スケジュール

2026年 4月	◆共済わかやま発行
7月	◆共済わかやま発行・ライフプランセミナー退職前向け(田辺会場:22日(水)・和歌山会場:23日(木))
	●被扶養者継続認定資格確認調査
8月	●公費負担医療制度該当非該当調査(重度心身障害児(者)医療)(乳幼児(こども)医療費助成制度)
	●実践型健康運動セミナー(和歌山会場:5日(水)・田辺会場:6日(木))
	●ライフプランセミナー若年層向け(和歌山会場:17日(月)・田辺会場:18日(火))
11月	●公費負担医療制度該当非該当調査(ひとり親家庭医療費助成制度)・組合員被扶養者の状況調査
12月	●年度末退職予定者に対する「個別相談会」
2027年 1月	◆共済わかやま発行
2月	●「医療費のお知らせ」送付

表紙
 和歌山県立自然博物館
 〒642-0001
 和歌山県海南市船尾 370-1
<https://www.shizenhaku.wakayama-c.ed.jp/>

和歌山県立自然博物館では、県内の自然にこだわった調査研究、教育普及、展示を行っています。第1展示室では水の生き物の生体展示を、第2展示室では標本やジオラマなどで、化石、岩石や様々な生物を紹介しています。県内で発見され、新属新種となったモササウルス類のワカヤマソウリウの実物化石は一番のみどころです。

